

産業廃棄物処理処分料金の改定について（通知）

平素は、事業団業務にご指導ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、事業団としては安全かつ適正な廃棄物の埋立処分を継続するため、業務の効率化及び機能の統合を図るとともに、新処分場供用開始に向け準備を進めております。

については、平成21年度から新処分場を供用開始するに当たり、処理処分料金の改定を下記のとおり行いたいと存じます。

今後とも、循環型社会の推進に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 産業廃棄物埋立処分改定料金改定

別紙「産業廃棄物種類別処理処分改定料金表」のとおり

2. 改定期日

平成21年4月1日

(別紙)

産業廃棄物種類別処理処分改定料金

(平成21年4月1日～)

区分	産業廃棄物の種類	改定後料金 (円/トン)	
埋立	金属くず	8,000	
	鋳さい		
	産業廃棄物処理物(コンクリート固化物)		
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (下記のもの除く)		
	がれき類(下記のもの除く)		
	燃え殻	10,000	
	ばいじん	11,500	
	汚泥	11,500	
		染色汚泥	10,500
	廃油(タールピッチ類)	17,000	
	ゴムくず		
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
	がれき類	保温くず及び岩綿	
	廃プラスチック類(下記のもの除く)	18,000	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード (石綿含有産業廃棄物は除く)	18,000	
	石綿含有産業廃棄物		
がれき類	石綿含有産業廃棄物	20,000	
廃プラスチック類			
廃石綿等(特別管理産業廃棄物)		65,000	
シュレッダーダスト	水沈物	20,000	
	熱灼減量20%以下	13,000	
焼却	廃プラスチック類	17,200	

(備考1) 処理処分料金(埋立)は、消費税・岡山県産業廃棄物処理税を含まない。

(備考2) 処理処分料金(焼却)は、消費税を含まない。

(備考3) 混合廃棄物の処分料金は、含まれる産業廃棄物の種類の中で最も高い料金とする。

(備考4) シュレッダーダスト(熱灼減量20%以下)の適用は、事前に当該廃棄物の契約をした場合に限る。